

市民福祉委員協議会資料

市民生活部 市民税課・資産税課

案 件

・市税における軽減措置の見直しについて

1. 政策等の背景・目的及び効果

市税における軽減措置（課税免除・減免）については、地方税法及び市税条例に基づき、税負担の公平性を確保しながら、担税力の喪失や公益上の必要性等を考慮し、決定しています。

今般、法人市民税及び固定資産税・都市計画税について、市民等からの要望を受ける中で、他市の状況等も調査しながら検討を重ね、以下のとおり軽減措置を見直すこととしましたので、報告するものです。

2. 内容

(1) 法人市民税均等割の課税免除について

法人市民税は、市内に事務所等を有している場合、原則全ての法人に均等割を課税しますが、法人税法上の収益事業を行わない公益財団法人や公益社団法人及び特定非営利活動法人などは課税免除としています。また、収益事業の有無に関わらず、公益目的事業を主として行う非営利型（※）の一般財団法人及び一般社団法人（以下「一般法人」という。）については、課税としているところです。

一方、大阪府においては、令和元年度から、公益目的事業を主として行う非営利型の一般法人が収益事業を行わない場合は、減免を行っており、また、府内においても 18 市町が実施するなど、広がりを見せています。

今後、本市においても、公益目的事業を主として行う非営利型の一般法人が収益事業を行わない場合、税の公平性及び法人府民税との整合性を図る観点から、課税免除を実施していく考えです。

※ 非営利型とは、公益認定を受けていない一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法上の要件（非営利性が徹底された法人又は共益的活動を目的とする法人）を満たすもの。非営利型の一般法人は、法人税法上「公益法人等」として取り扱われ、収益事業から生じた所得のみが課税対象となる。

市税条例及び市税条例施行規則に基づく課税免除法人等

見直し後	現行	課税免除額
収益事業を行わない場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可地縁団体 ・ 特定非営利活動法人 ・ 公益社団法人及び公益財団法人 ・ 枚方市土地開発公社 ・ 特定非営利活動法人に類する活動を行うことを目的とするもの ・ <u>公益目的事業を主として行う非営利型の一般法人のうち非営利性が徹底された法人（※）</u> ・ <u>上記以外で法人府民税均等割の減免の適用を受ける法人等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可地縁団体 ・ 特定非営利活動法人 ・ 公益社団法人及び公益財団法人 ・ 枚方市土地開発公社 ・ 特定非営利活動法人に類する活動を行うことを目的とするもの 	50,000 円 (均等割額)

※非営利性が徹底された法人とは

- ・ 定款に剰余金の分配を行わないと定めていること
- ・ 定款に解散したときは、残余財産を国や地方公共団体など一定の公益的な団体に贈与することを定めていること
- ・ 上記の定款の定め反する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ・ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(2) 固定資産税・都市計画税の一部減免について

① 土地区画整理事業においては、土地（農地）評価の見直しに伴う税の急激な負担増が発生します。また、一定期間地権者の意思に基づく土地利用ができないことを理由に、地方税法上の税負担の軽減措置があるものの、使用収益に係る施行者からの補償は限定的なものとなっています。

土地区画整理事業に伴う減免制度について、府内市町村及び全国中核市に照会したところ、公共事業の実施という性質を考慮するなどを理由に、27市において軽減措置を規定していることが分かりました。

本市は「第3期実行計画」において、地域が進めるまちづくりへの必要な支援を掲げ、土地区画整理事業への技術的・財政的支援を行うこととしており、今後当事業に伴い市街化区域に編入され、税の急激な負担増が生じる農地については、事業の公益性の観点から、固定資産税・都市計画税の一部減免を行う考えです。

② 減免の要件と割合

- ・ 減免要件／土地区画整理事業に伴い市街化区域に編入された農地（生産緑地は除く）を所有するもので、かつ使用収益ができない期間
- ・ 減免割合／3分の1

固定資産税・都市計画税の減免割合（参考）

減免要件	減免割合
・生活保護を受給しているもの ・災害により家屋が全壊等の被害をうけたもの ・本市が無償で借り受けているもの	10 割
・特別障害者、寡婦・寡夫、65 歳以上で、かつ全世帯員が住民税均等割非課税以下の所得のもの	2 分の 1

3. 実施時期等

令和 6 年(2024 年) 8 月	市民福祉委員協議会で報告
9 月	枚方市税条例施行規則の一部改正
～	軽減措置対象法人及び対象者への周知
令和 7 年(2025 年) 4 月	軽減措置の適用

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 計画の推進に向けた基盤づくり
計画推進2 市民による活発なまちづくり活動を支援します



5. 関係法令・条例等

地方税法、枚方市税条例

6. その他（令和7年度の軽減措置見込額）

（1）法人市民税均等割の課税免除額

500千円（50,000円×10法人（新たに課税免除対象となる法人数））

（2）固定資産税・都市計画税の減免額

【令和7年度見込・対象の土地全てが年度当初から使用収益停止されている場合】

- ・村野駅西土地区画整理事業 約1,000千円（約120筆・約110名）
- ・茄子作土地区画整理事業 約1,500千円（約80筆・約70名）